

最近の消費生活相談状況

奈良県消費生活センター (H25. 1. 28)

1 高齢者トラブルの増加 (70歳以上)

年 度	H20	H21	H22	H23	H24年 9月まで
全件数	5,453	5,845	5,357	5,070	2,268
70歳以上の件数・割合	663 (12.2%)	731 (12.5%)	729 (13.6%)	728 (14.4%)	348 (15.3%)

※70歳以上の高齢者に関する相談割合が年々上昇している。

※なかでも金融商品投資の相談に占める割合は高く、約半数占める。(下記2)

※70歳以上の販売購入形態別

訪問販売 (17.2%)【全年齢10.2%】、電話勧誘 (18.3%)【全年齢8.7%】の割合が高い。

※訪問販売お断りシール等の効果について

奈良県消費生活条例で不招請勧誘に該当する。被害防止のため積極的な広報・活用が必要。

2 主な金融商品に関する相談

年 度	H21	H22	H23	H24年 9月まで	
					70歳 以上
未公開株	17	36	43	9	6
社債	12	46	77	15	3
外国通貨	0	10	6	3	2
その他 (ファンド型) (和牛契約除く)	15	22	64	39	21

※外国通貨

(イラクディナール、スーダンポンド、アフガニ、リビアディナール、コンゴフラン)

※ファンド型投資

(カンボジア不動産投資、風力発電事業投資、カラオケ著作権譲渡、クリーンエネルギー投資、信託受益権、匿名組合出資など)

※多くは複数の業者・人物が登場する劇場型勧誘。最近は過去の投資被害を取り戻す二次被害が多い。

3 貴金属等の訪問買取に関する相談 (訪問購入)

年 度	H21	H22	H23	H24年 9月まで
貴金属等の訪問購入	—	21	21	6

※H24. 8月特商法改正 「訪問購入」が追加。H25. 2月までに施行予定。

4 新聞購読契約に関する相談

年 度	H21	H22	H23	H24年 9月まで
新聞購読契約	127	146	133	56

※商品別相談件数では、毎年上位に位置する。

訪問販売の相談のうち20%以上を占める。

(内容)

- ・長期契約、過剰景品と絡んで解約時のトラブルが多い。
- ・強引な勧誘、契約者死亡・転居時の解約拒否もみられる。
- ・契約書不備（不交付、記載不備、偽造）に関する内容も多い。
- ・平成24年3月～4月、近畿府県合同による大手新聞社への改善指導が行われたが、まだまだその効果が現れているとは言い難い。上記のような相談傾向は今後も続くと予想されることから、県消費生活条例による県内の統一した規制も検討する必要がある。

5 出会い系サイト（サクラサイト商法含む）

年 度	H21	H22	H23	H24年 9月まで
出会い系サイト	214	124	140	62

※異性だけでなく、タレント、社長、占い師等になりすまして出会い系サイトに誘導。

6 多重債務に関する相談

年 度	H21	H22	H23	H24年 9月まで
多重債務	136	164	118	36

※H19年度（274件）をピークに減少傾向。

7 エステティックサービスに関する相談

年 度	H21	H22	H23	H24年 9月まで
エステティックサービス	44	36	29	18

※美顔エステ、痩身エステ、脱毛などに関する相談が多い。

※エステ店倒産による未施術代金の返還、中途解約での返金トラブル、施術不良の身体的被害、アートメイクなどの無資格行為を含む相談もある。

※他にエステスクールに関する相談あり。